

平成28年度
美郷町簡易水道水質検査計画

平成28年4月

美郷町建設課

1. 基本方針

住民の皆様が安心して水道水をご利用頂くために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることを理解頂くため、水道水の水質検査計画を作成し、その水質検査結果について公表するものです。

2. 水道事業の概要

美郷町の水道は、水源として江の川水系表流水と地下水を利用し、15ヶ所の浄水場にて浄水処理を行い、下記のとおり給水を行っています。

浄水場名	所在地	水源	浄水方法	給水能力	給水区域
粕 浏 浄 水 場	粕 浏	地下水	膜ろ過	951	粕浏・浜原・滝原 亀村・野井の全域、 久保・高畑の一部
湯 抱 浄 水 場	湯 抱	地下水	緩速ろ過	64	湯抱の全域
栗 原 浄 水 場	吾 郷	表流水	緩速ろ過	206	吾郷・築瀬の全域 乙原（竹・田水を 除く）
別 府 浄 水 場	別 府	地下水	滅菌処理	60	別府の全域
君 谷 浄 水 場	小 林	地下水	急速ろ過	128	京覧原・栢谷の全域 内田（米山を除く）
酒 谷 浄 水 場	酒 谷	地下水	滅菌処理	72	酒谷（光峠を除く）
湯 谷 浄 水 場	千 原	地下水	緩速ろ過	58	石原・千原の全域
九日市浄水場	九 日 市	地下水	緩速ろ過	57	九日市の全域

熊見浄水場	熊 見	地下水	緩速ろ過	120	熊見・上川戸の全域
潮 浄 水 場	潮 村	地下水	緩速ろ過	84	潮村・長藤曲利の 全域
都賀行浄水場	都 賀 行	地下水	緩速ろ過	112	都賀行郷上・郷下 (艾を除く)、山根、 天神、神田
比之宮浄水場	村 之 郷	表流水	急速ろ過 緩速ろ過	148	宮内、比敷、村之郷 の全域
本 郷 浄 水 場	都賀本郷	表流水	急速ろ過	301	上野、長藤原の一部 都賀本郷(大原迫を 除く)
都賀西浄水場	都 賀 西	地下水	急速ろ過	187	都賀西(乙谷を除 く)
上野給水施設	上 野	地下水	滅菌処理	32	上野の一部(飯谷を 除く)

3. 原水及び浄水の水質状況

湯抱・栗原・比之宮・本郷の各浄水場では、水源である表流水に糞便性大腸菌群の検出があります。

粕淵・湯谷・九日市・熊見・潮・都賀行の各浄水場においては、水源である浅層地下水に糞便性大腸菌群の検出があります。

しかし、ここで検出された大腸菌群等は、各浄水場でろ過処理及び滅菌処理を行うことにより除去されています。

別府・君谷・酒谷・都賀西・上野の各浄水場においては、深層地下水を水源としておりますので、糞便性大腸菌群などの検出例もなく、比較的安定した状況と言えます。ただし、君谷浄水場においては、基準値を超えるマンガンが検出されましたので、これを除去する装置が付設されています。

4. 水質検査を行う項目・頻度及び採水箇所

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき、水質基準項目(51項目)の水質検査を水道施設毎に行っています。

検査頻度については、昨年に引き続き其れまでの過去3年間の測定結果が基準値の10分の1以下であれば最大3年に1回以上、10分の2以下であれば最大1年に1回以上、それ以上であれば年4回以上の測定が必要とされるため、別表1～16に示すとおり検査を行います。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行います。採水箇所は、原水においては各水源地、浄水においては各系統の管末に位置する場所を選定し、それぞれに採水を行います。

5. 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、その異常に浄水処理での対応が困難で、水質基準を満たせない恐れがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとると共に、水源や浄水場など必要な場所で安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。

6. 水質検査の方法

定期検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録の水質検査機関に委託します。

毎日検査については、担当職員で行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

①水質検査計画は、美郷町のホームページで公表します。

②検査結果及び評価については、美郷町のホームページ及び広報誌で公表します。

8. その他

本水質検査計画、その他水道事業についてご意見がございましたら建設課までご連絡下さい。

○別添資料

(1) 別表1～16 水質検査計画表(検査項目・頻度及び採水箇所)

(2) 別表17 水質検査計画表(年度別)

(別表1)

粕淵・浜原簡易水道 美郷町役場

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1回/1年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表2)

粕淵・浜原簡易水道 湯抱公衆トイレ

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表3)

吾郷地区簡易水道 築瀬集会所

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表4)

別府地区簡易水道 林邸

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表5)

君谷地区簡易水道 梶谷ポンプ所

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表6)

酒谷地区簡易水道 酒谷駐車場

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表7)

石原地区簡易水道 石原ポンプ所

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表8)

石原地区簡易水道 沢谷駅

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表9)

石原地区簡易水道 沢谷交流センター

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表10)

石原地区簡易水道 上原土木

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表11)

潮簡易水道 潮駅

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回/1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表12)

都賀行簡易水道 都賀行交流センター

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表13)

比之宮簡易水道 比之宮交流センター

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表14)

都賀簡易水道 大和事務所

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4回/1年	基準の20%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表15)

都賀地区簡易水道 大和小学校

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4回/1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可

(別表16)

都賀簡易水道 上野ふれあい会館

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回/月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1回/月	省略不可
47	pH値	5.8~8.6	1回/月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可